

# 令和5年度 奈良県観光データ「見える化」推進事業 業務委託仕様書

## 1 事業目的と概要

コロナ禍で変容した旅行ニーズを適切に把握し、デジタル技術を活用した地域の魅力向上、来訪者の快適性向上、これらの効果的なプロモーション展開等を通じて、県内観光においてデータを活用した効果的な観光振興と機運の醸成を図ることを目的とする。

その一環として、来訪者や地域の観光関連事業者・団体のニーズを基に、データ活用に関する観光人材育成及び体制の構築を目指す。当事業では、事業目的を達成するため観光実態（データ）の「見える化」、データ等を活用したモデルプロジェクトの伴走支援や観光関連事業者・団体向けのデータ活用勉強会、これらの報告会を実施する。

## 2 委託上限金額

35,000,000円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

## 4 事業内容

### (1) 観光実態（データ）の「見える化」

#### ○ 目的

今まで見えなかった観光実態（データ）を「見える化」することで、各観光関連事業者・団体がデータ活用の意義を強く認識し、奈良県観光におけるデータ活用推進のスタートとすることを目的とする。

#### ○ 使用するデータ

受託事業者は、当事業の目的である「データ活用に関する人材育成及び体制の構築」を見据えて、観光関連事業者・団体において有用な情報は何か検討・決定し、必要なデータの収集・分析を行う。使用するデータは、観光庁や県が実施する統計調査の結果だけでなく、県内の各観光関連事業者・団体が持つ既存データや web アンケート及び人流解析等のデジタル技術・ビッグデータ等の活用を想定する。

#### ○ 留意点

- ア) 県内の各観光関連事業者・団体のニーズを把握した上で、有用な情報は何か検討・決定すること。
- イ) ア) の情報に必要なデータを収集し、分析を行うこと。
- ウ) ア)～イ) の内容について、後述（5）の事業報告会で、観光関連事業者・団体へ共有すること。
- エ) イ) の分析結果のサマリーを、県へ提出すること。県はHPにそのサマリーを掲載し、観光関連事業者・団体に提示する。
- オ) ア)～エ) の業務については、後述（6）の総合アドバイザーの監修を受けて行うこと。

### (2) モデルプロジェクトの選定と伴走支援

#### ○ 目的

データを活用した観光振興のモデル手法を確立し、県内事業者に広くその手法を周知しデータを活用した効果的な観光振興と機運の醸成を図ることを目的とする。

#### ○ テーマ

データを活用した観光振興の手法

- 募集対象
    - 県内の観光関連事業者・団体 1 件程度
    - ※市町村、DMO、観光協会、観光に関連する協議会、観光事業を営む者等を想定
  - 伴走支援の内容
    - ア) モデルプロジェクト公募条件の設定、選定に向けた申請フォーマットの作成
      - ・モデルプロジェクトの公募を行うにあたっては、後述の総合アドバイザーの監修のもと、選定の際に重視する点を整理し、公募要件の設定及び申請フォーマットを作成すること。
    - イ) モデルプロジェクトの募集・決定
      - ・モデルプロジェクトの募集は県が奈良県HPで行う。受託事業者は、申請の受付を行うこと。
      - ・実施するモデルプロジェクトについては、受託事業者及び総合アドバイザーと協議の上、県が決定する。なお、プロジェクトは新規コンテンツに限らず既存の県内観光コンテンツを活用してもよい。
    - ウ) 伴走支援の実施
      - ・モデルプロジェクトを推進するにあたり、プロジェクト伴走者(※)を県及び総合アドバイザーと協議の上、決定すること。
      - ・モデルプロジェクトの状況・内容に応じ、県及び総合アドバイザー、プロジェクト伴走者と協議の上、支援内容の企画を行うこと。
      - ・支援内容は、データの収集・分析及びデータ活用方法の提示だけでなく、モデルプロジェクトが抱える課題の解決に向けた具体的な取組の企画・アドバイスを行うこと。
      - ・モデルプロジェクトの関係者とともに、課題解決に向けたワークショップを1回以上開催すること。
      - ・受託事業者は、モデルプロジェクト推進にあたって、プロジェクト関係者から疑問点が発生した場合は、連絡窓口となり、県及びプロジェクト伴走者と相談の上、疑問解決に向けた支援を実施すること。
    - エ) 事業報告会の実施
      - ・ア)～ウ)において支援した内容を後述(5)の事業報告会で、観光関連事業者・団体へ共有すること。
- (※) プロジェクト伴走者とは、モデルプロジェクトを推進するにあたり、総合アドバイザーの監修のもと観光関連事業者・団体の課題を把握し、適切な改善策を提案し伴走できる者をいう。

### (3) データ活用勉強会の開催

- 目的
  - ・本勉強会は、県内の観光関連事業者等に対し、データ活用の重要性や活用方法の理解を促進させることにより、データ活用人材の育成を図ることを目的とする。
- 受講対象者
  - ・県内の観光関連事業者・団体、県・県内市町村職員等。
- 受講者数
  - ・1回あたり30名を想定
- 講座コマ数
  - ・本勉強会は、1回180分×全3回とする。
  - ・効果的な学びのために、1回あたりの時間やコマ数を増減することは差し支えない。その際は、受託事業者が各回の内容に応じて提案し、県に相談の上決定すること。
- 本勉強会の内容
  - ・受託事業者が有する実績やノウハウを踏まえ、県及び総合アドバイザーと協議の上、以下のような内容で実施すること。
  - (例) データを活用した観光振興の成功事例

観光関連分野におけるデジタルソリューションの事例  
「RESAS」等、オープンデータの観光振興への活用方法 等

○開催スケジュール

- ・令和5年12月～令和6年2月を想定

○講師

- ・県及び総合アドバイザーと協議の上、各勉強会の内容について、効果的な学びを提供できる講師を選定すること。

○留意点

- ・本勉強会は、集合形式の講義とし、ライブ配信や後日視聴可能なオンデマンド対応は行わない。
- ・本勉強会の内容は、本事業の目的を達成できるよう、奈良県の観光に係る課題を意識し、国、世界全体の動きや将来の動向なども加味した内容とすること。
- ・観光分野、DX分野における最新の知見を取り入れるよう留意すること。
- ・座学で一方向的に講義を聴くだけの講座ではなく、討議や双方向コミュニケーションの機会も設け、実践的かつ応用力のある知識を養うことができるよう工夫すること。
- ・各回のテーマは、受託事業者が企画提案し、県及び総合アドバイザーと内容、進め方について相談の上決定すること。

(4) 次年度以降の観光DXにかかる実効性ある取組の提案

- (1)～(3)の業務を通して、次年度以降、県が推進すべき観光DXにかかる取組について、県内のDX推進の状況を考慮した上で、最先端の技術や知見、先進事例を調査の上、その取組内容(方向性とその効果、大まかな事業費規模)を計画(ロードマップ)にして提案(2件程度)すること。また、業務期間中に、中間報告及び最終報告を行うこと。なお、取組内容の提案にあたっては、県及び総合アドバイザーと相談しながら内容を決定するものとする。

(5) 事業報告会の実施

○目的

- ・(1)と(2)及び必要により(3)で得られた成果等を県内関係者に共有し、県内におけるデータ活用推進に向けた機運醸成を図ることを目的とする。

○参加対象者

- ・県内の観光関連事業者・団体、県・県内市町村職員、等

○参加者数

- ・300名を想定

○開催数

- ・1回とする。

○開催時間

- ・3時間程度を基本とするが、効果的な内容となるよう受託事業者が内容に応じて提案し、県及びアドバイザーに相談の上、決定すること。

○本報告会の内容

- ①(1)「見える化」したデータの結果報告
- ②(2)モデルプロジェクトの成果報告
- ③(必要に応じて)(3)勉強会参加者からの事例報告
- ・受託事業者は、本業務の目的に沿って県及び総合アドバイザーと相談の上、内容を企画すること。

○開催スケジュール

- ・令和6年2月～3月を想定

○登壇者

- ・本報告会の内容にある①の報告に関しては、受託事業者又は総合アドバイザー、②の報告に関しては、モデルプロジェクトの関係者、③の報告に関しては、データ活用勉強会の参加者が行うことを想定すること。

○留意点

- ・本報告会は、集合形式及びライブ配信にて開催し、後日視聴が可能なオンデマンド対応は行わない。

(6) 総合アドバイザーの選定と連携

総合アドバイザーは、奈良県における観光振興に関する知見があり、地域資源を活用した観光開発及びデータを活用した観光事業の実務経験等を有し、観光事業者・団体の視点に立った企画提案ができる者とする。

- ・この人材の選定は契約から2週間以内に県と協議の上、決定すること。
- ・総合アドバイザーは受託事業者の外部から選定すること。なお、謝金又は再委託料の金額設定及び支払いは、受託事業者が行うこと。
- ・受託事業者は、総合アドバイザーと連携し、(1)～(5)の業務を円滑かつ効果的に推進するとともに、総合的な視点から奈良県のデータ活用推進及びDX推進に向けた助言、提言を得ること。

5 4 (3) データ活用勉強会及び4 (5) 事業報告会に関する注意事項

(1) 開催場所の選定及び設営

- ・開催場所は奈良県内とし、参加者の交通利便性を考慮して県に提案し、相談の上決定すること。
- ・効果的な学びのために、講座の一部を県外開催とすることは差し支えない。この場合の交通費等は参加者が負担する。
- ・会場との連絡調整事務は受託事業者で行うこと。
- ・会場における録画・録音・通信環境・音響・照明等機材の設営及び撤収等の必要な対応を行うこと。

(2) 講師・登壇者の選定及び調整

- ・各業務の内容に沿った講師・登壇者の選定及び謝金の設定、並びに謝金・交通費の支払いは、受託事業者が行うこと。
- ・講師・登壇者の選定は、受託事業者が企画提案し、県及び総合アドバイザーと相談の上決定すること。
- ・謝金の設定は、県に相談の上決定すること。  
謝金の水準は、業界水準や全国水準を踏まえ、妥当な金額を設定すること。
- ・講師との連絡調整事務は受託事業者で行うこと。

(3) 受講者・参加者募集及び広報の実施

- ・受講者・参加者を募るための設計を行ったうえで、対象者に向けて効果的な広報・周知を十分に行うこと。必要に応じ、県から連絡先を提供する。
- ・インターネット、チラシを含む様々な媒体を活用して、事業の趣旨・目的を踏まえ広報を行うこと。必要に応じて広報媒体の作成及びチラシ等の印刷を行うこと。なお、広報する媒体については事前に県に確認をとること。
- ・受講者・参加者の募集開始のタイミングまでに段階的に企画提案し、県に相談の上決定すること。
- ・4 (3) データ活用勉強会については、受講者に講座の内容や計画を示すための講義要項(シラバス)を作成すること。講義要項(シラバス)では、講義の内容・進め方・ねらいや目標などを明確にし、受講者がスムーズに講義に入ることができるよう留意すること。

- (4) 記録動画の作成
  - ・業務の記録として、各回の内容を動画撮影し、必要な編集を行った上で、DVD等記録媒体の作成を行うこと。
- (5) 特記事項
  - ・天災地変、感染症その他やむを得ない事由により、各事業の開催方法に疑義が生じた場合は、県と受託事業者とで開催方法について協議し、必要に応じ契約内容を変更することができるものとする。
  - ・受講者・参加者の受講費・参加費は無料とする。

## 6 成果物の提出

- (1) 業務完了報告書（県が指定する様式）
- (2) 4（1）～（5）を取りまとめて報告書として提出すること。  
実施結果報告書には、活用したデータ・実施したモデルプロジェクト・勉強会・報告会の内容、講師・登壇者について記載した書類、受講者・参加者への配布資料、受講者・参加者名簿、開催の様子が分かる写真・動画、議事録、次年度以降の取組の提案を必ず含めること。
- (3) 本業務に係る打ち合せ等の議事録 一式
- (4) （1）～（3）の電子データ 一式

なお、県の要請に応じて、必要な資料について随時提示すること。

## 7 業務処理の注意事項

本業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

県から業務の改善を求めた場合、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

## 8 実施体制表の提出

受託事業者は本業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し、契約後2週間以内に提出すること。

受託事業者は本業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任すること。交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

## 9 再委託に関する事項

- (1) 受託事業者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託事業者は、本業務の一部を委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。
  - ア) 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
  - イ) 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。
  - ウ) 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。

- エ) 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること
- オ) 上記ア～エについて再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。
- (5) 本業務を複数業者が連携（再委託を含む）して実施する等の場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

## 10 その他

- (1) 個人情報の取扱  
受託事業者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 仕様変更について  
県は、本業務実施過程で本業務仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は委託費の範囲内において本業務仕様書の変更に応じること。
- (3) 著作権の取扱  
本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 損害賠償  
本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものをのぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。
- (5) 公契約条例に関する遵守事項  
別記の「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (6) 協議事項  
この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、県と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

以 上

## 別記

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。